

番号：130858

国名：ミャンマー

担当部署：人間開発部 基礎教育第一課

案件名：基礎教育改善アドバイザー運営指導調査（教育政策分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：教育政策分析
- (2) 格付：1号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2013年9月下旬から2014年2月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.25M/M、現地 2.57M/M、合計 2.82M/M
- (3) 業務日数：
 - 国内準備期間 2日
 - 第1次現地業務期間 26日
 - 第1次国内業務期間 1日
 - 第2次現地業務期間 25日
 - 第2次国内業務期間 1日
 - 第3次現地業務期間 26日
 - 整理期間 1日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数：正1部、写1部
- (3) 提出期限：9月11日(12時まで)
- (4) 提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針：
 - ①業務方針の的確性 6点
 - ②業務方法の整合性、現実性等 12点
 - ③当該業務実施上のバックアップ体制 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	教育政策にかかる各種業務
対象国／類似地域	ミャンマー／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

(1) 教育セクター全体

ミャンマーにおいて、50年にわたる軍政から民政移管された2011年以降、民政移管後の新政

権下で国内の諸改革が急速に進み、それに呼応して教育セクターの改革も進められようとしている。次期国家開発計画の策定に向けた教育開発計画の策定の動き、現行の11年制から12年制への改編の動き、基礎教育行政の地方分権化、高等教育における自治の拡大や私立大学の促進など、抜本的な改革を推し進めようとする動きがみられる。

(2) 基礎教育セクター

基礎教育に関しては、その拡充が2011年3月に発足した新政権の重点課題の1つであり、国際レベルの教育を標榜し、国家教育法の制定や教育基本法の改訂、学制改革や基礎教育行政の地方分権化等、大規模な教育改革に着手している。特に、教育水準を国際レベルに向上させることは、新政権の教育政策として大統領が発表した「10項目の教育政策」（2011年3月）でも重点項目として掲げられている。

初等教育は、総就学率が117%（世界銀行、World Development Indicators Online(2010)）である一方、中退率は学年が進むにつれて上昇し、最終学年(5学年)では23%(ミャンマー教育省、Education Statistics Year Book(2008/9-2010/11))に達する。これは、家庭の貧困や親の季節労働等による影響と並んで、教育の質の低さや教員の資質・能力（教科教育の専門性、指導内容・教授法に対する知識、等）が不足していることにより、子どもの学習への興味・関心を阻害していることも原因と考えられている。

こうした状況の下、JICAは1997年から、教育省計画訓練局(DEPT:Department of Educational Planning and Training)をカウンターパート(C/P)として、ミャンマーの基礎教育の質の向上にむけた継続的な協力を実施し、児童中心型教育(CCA:Child-Centered Approach)の全国普及に向けた取り組みを支援してきた。この結果、技術協力プロジェクト「児童中心型教育強化プロジェクト・フェーズ2」終了(2012年)以降は、ミャンマー教育省の独自予算でCCA研修が全国展開され、合わせてプロジェクトで開発された教師用指導書が全国配布されている。

また、2012年6月から2014年5月まで「基礎教育改善アドバイザー」専門家を派遣し、ミャンマー基礎教育セクターの動向情報収集、政策的助言等を行うとともに、①ミャンマー教育省が実施する包括的教育セクターレビュー(CESR:Comprehensive Education Sector Review)実施への助言・支援、②CCA研修の全国展開に係るモニタリングに係る助言・支援、③新規案件開始準備にかかるC/Pの能力強化、④2013年1月に円借款契約が調印された「社会経済開発支援借款」モニタリング能力向上に係る技術支援を行うため、「教育セクター情報収集・確認調査」を実施し、カリキュラム・教師教育分野で3名のコンサルタントを派遣している。

(3) 高等教育セクター

高等教育に関しては、上述の大統領が発表した「10項目の教育政策」の中で基礎教育とともに、教員の能力向上や教育水準の国際レベルへの向上が謳われている。また、13省庁が関連する高等教育セクターの調整・計画を主導する教育省は、2012年に13項目からなる高等教育セクターの国家開発計画を策定し、ASEAN各国と同等の水準の高等教育システムを達成すべく、国際水準の教育の実現、外国大学とのネットワーク強化、大学の教員・事務系・技術系職員の能力強化、学生の質の向上等に係る行動計画を策定している。

ミャンマーの高等教育は、1950年代までは東南アジア地域では高等教育の先進国であり近隣諸国から留学生が集まっていた。しかしながら、1960年代からの社会主義政権下において大学への予算配分が恒常的に不足したこと、②1988年に発生した学生の民主化運動デモに伴い、大学が2000年まで断続的に閉鎖されたこと、さらに、③2000年以降、学部生の受け皿として地方に多数の高等教育機関を短期間で新設したため、経験豊富な教員を十分な人数確保することが困難であったことなどから、高等教育の質が低下した。

こうした状況下、JICAでは、アセアン広域案件「アセアン工学系高等教育ネットワーク(AUN/SEED-Net)」プロジェクトを2003年から実施中であり、ASEAN諸国の中核大学や本邦支援大学とのネットワーク構築を通じた能力向上を行っている。また、上述の教育セクター基礎情報収集・確認調査を通じて、高等教育セクターの現況・課題についてもCESRへのインプットも行った。

今後教育改革のうち、基礎教育分野ではカリキュラム改訂に対する新規案件を形成することを想定しているところ、学制改革、教育関連法案改正、教員養成校の4年制化等を含む教育改革に

関する情報収集が必要となっていること、また、高等教育分野ではヤンゴン・マンダレーの両工科大学の研究・教育能力向上の案件を開始予定であり、同支援との関連性が高い大学教育法の改定を中心とする高等教育セクター改革に係る情報収集が必要となっていることから、本件調査を実施するものである。

7. 業務の内容

本コンサルタントは、ミャンマー教育省の行う教育改革の動向について分析の上、日本の事例や他国の事例と比較・分析した上で調査結果を提示し、もって教育大臣等教育省のハイレベルに対して教育改革に対する提言を行うことを目的として派遣される。具体的業務は以下のとおりである。

(1) 国内準備期間(2013年9月下旬)

- ① ミャンマー国政府文書、CESRフェーズ1報告書、既存のJICA報告書、開発パートナー報告書等をレビューし、同国教育セクター（基礎教育および高等教育）の現状と課題及びこれまで我が国が実施してきた協力の概要を把握する。
- ② 業務の全体期間について、業務実施計画書(和文、英文)を作成しJICA人間開発部へ提出するとともに、業務計画の確認を行う。

(2) 第1次現地業務期間(2013年10月上旬～10月下旬)

- ① JICAミャンマー事務所、C/P機関に業務実施計画書を提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 教育分野の主要政策文書の分析およびC/P機関との協議等を通じ、ミャンマー国の初等・中等教育における学制改革、及び大学教育法改正の動向に係る情報を収集する。
- ③ 学制改革に関する実施方法（コスト分析、教員配置、カリキュラム改訂、導入スケジュール等）について日本・他国の事例や国際動向と比較した上で、ミャンマー国の事情に合った実施方法となるようその妥当性および実現可能性について、C/P機関と協議しながら分析を行う。
- ④ 学制改革の実施方法について提言を行う。
- ⑤ 当該期間の現地業務完了に際し、JICAミャンマー事務所、C/P機関に対し、業務の成果、提言等を含む報告書(和文、英文)を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。

(3) 第1次国内業務期間(2013年10月下旬)

第1次現地業務期間の業務成果および課題をJICA人間開発部に報告し、次期派遣期間の業務計画に関する協議を行う。

(4) 第2次現地業務期間(2013年11月下旬～12月下旬)

- ① JICAミャンマー事務所、C/P機関に業務実施計画書を提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 上記(2)②、③、④の業務を継続して行う。
- ③ 学制改革以外の教育改革イシュー（教育関連法改正、教員養成大学の4年制化等を含む）についてその動向にかかる情報を収集する。
- ④ 上記③に関し、日本・他国の事例や国際動向と比較した上で、ミャンマー国の事情に合った実施方法となるようその妥当性および実現可能性について、C/P機関と協議しながら分析を行う。
- ⑤ 上記④の結果、教育改革イシューに関する提言を行う。
- ⑥ 当該期間の現地業務完了に際し、JICAミャンマー事務所、C/P機関に対し、業務の成果、提言等を含む報告書(和文、英文)を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。

(5) 第2次国内業務期間(2013年12月下旬)

第2次現地派遣の業務成果および課題をJICA人間開発部に報告し、次期派遣期間の業務計画に関する協議を行う。

(6) 第3次現地業務期間(2014年1月中旬～2月中旬)

- ① JICAミャンマー事務所、C/P機関に業務実施計画書を提出し、業務計画の承認を得る。
- ② C/P機関と協議の上、学制改革および教育改革全般に関する諸施策の実施方法等に対する提言をまとめる。
- ③ 当該期間の現地業務完了に際し、JICAミャンマー事務所、C/P機関に対し、業務の成果、提言等を含む報告書(和文、英文)を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。

(7) 整理期間(2014年2月下旬)

業務完了報告書(和文)を作成し、JICA人間開発部に提出するとともに、派遣期間中の活動の成果、課題等に関する報告を行う。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 業務実施計画書(和文、英文)
- (2) 業務完了報告書(和文、英文)
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します(見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構ミャンマー事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。

・車両関係費(ネピドーにおける車両のみ)

臨時会計役とは、会計役としての職務(例：現地業務費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例：現地出張期間)に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

上記派遣期間に応じてコンサルタントが提案してください。

② 現地での業務体制

本業務にかかる調査団は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

当機構ミャンマー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供(ただし、ネピドーでの滞在期間の車両借上げについては、ミャンマー事務所にて予約の上、上記臨時会計役の委嘱により、業務従事者が支払を行うことを想定しています。)

エ) 通訳備上

必要に応じ、英語⇄ミャンマー語の通訳を備上します。

- オ) 現地日程のアレンジ
機構がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
ミャンマー教育省で提供

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ミャンマー国教育セクター情報収集・確認調査ファイナルレポート

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 教育分野全般（基礎教育及び高等教育）に係る教育行政、教育評価等に関する知識および経験（日本、他国の事例を含む）を有することが求められます。
- ④ ネピドーにある教育省内の執務スペースで執務することを想定しています。
- ⑤ ミャンマー受入手続き等の事情により、履行期間その他の契約内容の変更があり得ます。

以上